プロジェクト　概念フレームワーク
項目　概念フレームワークへの参照の更新

Ⅰ.本資料の目的

1. 国際会計基準審議会（IASB）は、2015 年 5 月に、現行の「財務報告に関する概念フレームワーク」（以下「概念フレームワーク」という。）を改訂することを目的とした公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」（以下「概念 ED」という。）の公表と同時に、現行の会計基準における概念フレームワークへの参照について修正を提案する別個の公開草案「概念フレームワークへの参照の更新」（以下「本公開草案」という。）を公表している。

2. 本資料は、本公開草案の概要を説明するとともに、本公開草案に対するコメントの方向性及びコメント文案についてご意見をいただくことを目的として作成している。

Ⅱ.本公開草案の概要並びにコメントの方向性及びコメント文案

（現行の基準における概念フレームワークへの参照）

提案の内容

3. IASBは、本公開草案において、次の提案を行っている（BC3 項[1]）。

   (1) 個々の会計基準に含まれている、1989 年に公表された「財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク」（以下「旧フレームワーク」という。）への参照を「概念フレームワーク」への参照に置き換えるとともに、「旧フレームワーク」に参照していたために必要だった脚注（説明的記述）をこれらの会計基準から削除すること

   (2) 現行の会計基準で「旧フレームワーク」から直接引用されている文言を「概念フレームワーク」の文言と整合的になるように更新すること

4. 前項に記載した方針に従って、本公開草案により修正提案がされている会計基準は、次のとおりである。

   (1) IFRS 第 2 号「株式に基づく報酬」
   (2) IFRS 第 3 号「企業結合」
   (3) IFRS 第 4 号「保険契約」

[1] 項番号は、特段の言及がない限り、本公開草案におけるものを付している。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

(4) IFRS 第 6 号「鉱物資源の探査及び評価」
(5) IAS 第 1 号「財務諸表の表示」
(6) IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」
(7) IAS 第 34 号「期中財務報告」
(8) SIC 第 27 号「リースの法形式を伴う取引の実質の評価」
(9) SIC 第 32 号「無形資産―ウェブサイトのコスト」

提案の背景

5. IASB は、2010 年に「旧フレームワーク」を廃止し、現行の「概念フレームワーク」を公表した。その際、会計基準において「旧フレームワーク」を参照していた箇所を「概念フレームワーク」への参照に置き換えず、「旧フレームワーク」に参照している箇所に必要な説明的記述を加えることとされた（BC1 項）。

6. IASB は、今回公表した概念 ED において、概念フレームワークについて包括的な見直しを提案していることから、今後、会計基準において「旧フレームワーク」に参照がされることは適切でなく、「概念フレームワーク」のみに参照がされるべきと考えている（BC2 項）。また、IASB は、本公開草案による「概念フレームワーク」への参照の更新は、修正される会計基準の要求事項に重大な影響を与えるものではないと考えている（BC4 項）。

7. なお、IAS第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」及びIAS第 38 号「無形資産」において、現行の「概念フレームワーク」に記載されている資産や負債の定義を直接引用している箇所がある[2]。概念EDによる提案が最終化され、概念フレームワークにおける資産や負債の定義が変更された場合、会計基準と概念フレームワークとで不整合になるが、IASBは、次の理由から、これらについて修正を提案していない（BC5 項及びBC6 項）。

(1) 概念 ED における資産や負債の定義に関する修正提案は明確化を目的とするものであり、定義を根本的に変更することを意図したものでないこと

(2) 概念フレームワークの見直しと同時に、会計基準における資産や負債の定義を修正することに便益が乏しいほか、意図しない帰結を招くリスクがあると考えられたこと

(3) 重要性の定義の文言については、IAS 第 1 号及び IAS 第 8 号における定義と、概念 ED における定義とで若干異なっているが、IASB は、この点について「開

[2] 次の基準において、現行の概念フレームワークの定義が直接引用されている。
(1)IAS 第 37 号 第 10 項
(2)IAS 第 38 号 第 8 項

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

示に関する取組み」において検討することを予定していること

8. また、IASB は、次の点についても、以下に記載した理由から、本公開草案において、修正を提案していない。

(1) 「信頼性」を「忠実な表現」に置き換えること（概念 ED BCE17 項及び BCE19 項）

（本公開草案で修正の提案を行わない理由）

- 現行の会計基準において、「信頼性」という用語が①旧フレームワークにおいて有用な財務情報の質的特性として説明されていた意味と②測定の不確実性の程度が許容可能であるという意味の 2 つの意味で用いられている。

- IASB は、上記のうち、前者について「忠実な表現」に置き換えるとともに、後者について測定の不確実性が許容可能であるという意図が明確になるように修正を行うことを検討したが、概念フレームワークの修正が完了する前に、当該修正について検討を行うことは時期尚早と考えた。

(2) IAS 第 1 号「財務諸表の表示」及び IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」におけるその他の修正（概念 ED BCE20 項及び BCE21 項）

（本公開草案で修正の提案を行わない理由）

- IAS第 1 号及びIAS第 8 号において、「旧フレームワーク」における有用な財務情報の質的特性の記述を用いた要求事項がある[3]。

- IASB は、これらの要求事項を「概念フレームワーク」における有用な財務情報の質的特性の記述を用いて修正することを検討したが、これらの修正については概念 ED と並行して検討を行うよりも、概念フレームワークの修正が完了した後に検討を行うべきと考えた。

- なお、IASB は、概念フレームワークの修正が完了した後、これらの修正を行うべきかについて検討を行うことを予定している。

概念フレームワークへの参照の更新における質問項目

9. 本公開草案では、概念フレームワークへの参照の更新について、以下の質問事項が設けられている。

[3] IAS 第 1 号第 17 項(b)、第 60 項及び第 99 項などや IAS 第 8 号第 10 項(b)、第 14 項(b)及び第 29 項(b)などにおいて、「信頼性」が用いられている。なお、別紙 1 に記載した IAS 第 1 号及び IAS 第 8 号の参照の置換えは、有用な財務情報の質的特性の記述を用いた要求事項とは異なる会計基準の意味を変えない字句の修正と考えられる。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

質問 1――「フレームワーク」への参照の置換え
IASB は、IFRS 第 2 号、IFRS 第 3 号、IFRS 第 4 号、IFRS 第 6 号、IAS 第 1 号、IAS 第 8 号、IAS 第 34 号、SIC 第 27 号及び SIC 第 32 号を修正して、改訂「概念フレームワーク」をその発効後に参照するようにすることを提案している。 この修正案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

当委員会事務局による分析

10. 本公開草案の提案に関する当委員会事務局による分析は、次のとおりである。

(1) 今回の概念フレームワークの見直しは、包括的なものであるため、今後、個々の会計基準において「旧フレームワーク」への参照を残す便益を合理的に説明することは困難と考えられる。また、個々の会計基準と改訂後の「概念フレームワーク」との間で生じることが予想される不整合については、各会計基準における要求事項の意味が変わらないことが明確な場合、概念フレームワークの改訂と同時に、字句の修正として、修正を行うことが適切と考えられる。反面、修正を行うことによって個々の会計基準における要求事項の意味が変わる可能性がある場合、将来、個々の会計基準を改訂するプロジェクトを開始する際、適切なデュー・プロセスに従い、修正を行うべきと考えられる。

(2) この点、本公開草案における修正提案は、別紙 1 の分析に記載したとおり、個々の会計基準における要求事項の意味を変えるものではないと考えられる。このため、本公開草案における修正提案を支持することが考えられる。また、IASB で検討を行ったものの、本公開草案で修正の提案がされていない事項（本資料第 7 項及び第 8 項参照）について、次の理由から、修正を行わないことを支持することが考えられる。

① IAS 第 37 号及び IAS 第 38 号に記述されている資産や負債の定義
- 修正を行うことによって、実務上、会計基準における要求事項の意味を変えるものという解釈が行われる可能性を否定できないこと
- IAS 第 37 号について、現在、調査プロジェクトが行われているほか、IAS 第 38 号についても、IFRS 第 3 号「企業結合」の適用後レビューの結果、無形資産の識別を含む調査プロジェクトが予定されていること

② 「信頼性」の「忠実な表現」への置換え、及びIAS第 1 号及びIAS第 8 号におけるその他の修正[4]

[4] 詳細な分析については、審議事項(2)-4「概念フレームワーク － その他の質問事項」第 14 項(3)をご参照いただきたい。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

・ 概念フレームワークの見直しが確定していない段階で、これらの修正を行うべきか否かについて判断が困難であり、概念フレームワークの見直しが完了した後、所定のデュー・プロセスに従って検討を行うべきと考えられること

コメントの方向性案

11. 上記の分析を踏まえ、本公開草案の提案を支持してはどうか。

コメントの文案

12. 上述の分析を踏まえたコメント案は、以下のとおりである。

1. 我々は、今回のプロジェクトにおいて概念フレームワークを包括的に見直した後、個々の会計基準において「旧フレームワーク」への参照を残すことは適切でないと考えている。このため、各会計基準における要求事項の意味が変わらない限りにおいて、今回の概念フレームワークの見直しプロジェクトの枠内で参照の置換えを行おうとする本公開草案の提案に同意する。

（発効日及び経過措置）

提案の内容

13. IASB は、発効日及び経過措置について、次の提案を行っている(BC10 項、BC11 項及び BC12 項)。

(1) 発効日：IFRS 第 4 号「保険契約」と SIC 第 32 号「無形資産－ウェブサイトのコスト」に関する修正を除き、会計基準の改訂が公表後、約 18 か月後に開始する事業年度から適用する。ただし、早期適用は認める。

(2) 経過措置：IAS第 8 号に従い、会計方針の変更による当期の影響又は累積的影響を測定することが実務上不可能である場合を除き、遡及適用する[5]。

提案の背景

14. IASBは、本公開草案で提案されている修正によって、個々の会計基準の要求事項に重大な影響を与えることはないと考えている。しかし、会計方針の選択に関する要求事項の修正については、会計方針の選択において、(「旧フレームワーク」でなく)「概念フレームワーク」を考慮することが要求されることになる[6]ことから、一定の影響が生じ得ることが考えられる (BC8 項)。

[5] IFRS 第 3 号の修正については、過去の企業結合の修正再表示を避けるため、将来に向かって適用することを提案している。

[6] IAS 第 8 号 第 11 項及び IAS 第 1 号 第 15 項参照。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

15. このため、IASB は、一部の企業が、本公開草案による修正が自社の会計方針に与える影響を識別して理解し、遡及適用の準備をするための時間を必要とすると考え、本公開草案における修正案について約 18 か月の移行期間を設けることを提案している。ただし、IFRS 第 4 号及び SIC 第 32 号については、次の理由から、発効日に関する提案を行っていない（BC11 項及び BC12 項）。

(1) IFRS 第 4 号：「はじめに」の章と適用ガイダンスを修正するだけであること

(2) SIC 第 32 号：解釈指針のうち、論点の背景における記述を修正するだけであること

16. なお、企業によっては、本公開草案による修正をただちに適用することが困難でないと考える可能性がある。IASB は、こうした企業について適用を遅らせる理由はないと考え、修正案の早期適用を認めることを提案している（BC11 項）。

17. また、IASB は、本公開草案による修正について、IFRS 第 3 号に関する修正以外について、IAS 第 8 号に従い、会計方針の変更による当期の影響又は累積的影響を測定することが実務上不可能である場合を除き、遡及適用することを提案している（BC10 項）。

18. IASB は、本公開草案による修正案の影響について、別のアプローチを採用することも検討したが、次に記載した理由から棄却している（BC9 項）。

(1) 本公開草案による修正案によって、会計方針の変更を行うことを要求しないアプローチ：当該アプローチを認めると、財務諸表が改訂後の概念フレームワークと整合しない概念に基づいて作成される結果となる可能性があるため。

(2) 将来に向かって適用することを要求するアプローチ：遡及適用を要求しない場合、財務諸表の比較可能性が損なわれることとなるほか、IAS 第 8 号には、既に、会計方針の変更による影響の測定が実務上不可能である場合に遡及適用を免除する規定があるため。

発効日及び経過措置における質問項目

19. 本公開草案では、発効日及び経過措置について、以下の質問事項が設けられている。

質問 2——発効日及び経過措置
IASB は次のことを提案している。 (a) 約 18 か月の移行期間を本修正案について設定すべきである。早期適用を認めるべきである。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

(b) 本修正は、IFRS 第 3 号の修正を除き、IAS 第 8 号に従って遡及適用すべきである。企業は IFRS 第 3 号の修正を将来に向かって適用し、それにより過去の企業結合を修正再表示する必要を避けるべきである。

この発効日及び経過措置の提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

当委員会事務局による分析

20. 本公開草案における発効日及び移行措置の提案に関する当委員会事務局による分析は、次のとおりである。

(1) 概念 ED では、概念フレームワークの目的は次のことであると記述されている（概念 ED IN1 項）。

① IASB が首尾一貫した概念に基づいた基準を開発するのを支援する。

② 特定の取引又は事象に当てはまる基準がない場合、又は基準が会計処理の選択を認めている場合に、作成者が首尾一貫した会計方針を策定するのを支援する。

③ すべての関係者が基準を理解し解釈することを支援する。

(2) 本公開草案による修正案が企業の会計実務に直接影響を与える可能性がある主な状況は、概念フレームワークが上記(1)②の目的で参照されている状況と考えられる。しかし、実務上、特定の取引や事象に当てはまる個々の会計基準が存在しない場合、類似する概念フレームワークを有する会計基準設定主体の最新の会計基準、その他の会計文献、及び業界実務慣行を参照して会計方針を検討（IAS 第 8 号第 12 項参照）することが多いと考えられ、概念フレームワークのみに基づいて会計方針を決定する状況は極めて限定的と想定される。さらに、「旧フレームワーク」が公表された当時と異なり、現在は IFRS の体系が整備されており、そもそも IFRS における会計基準以外を参照するケースも限定的になっていると考えられる。また、これによって、米国会計基準における定め（企業による会計方針の設定において概念フレームワークへの参照を要求しない）とも整合的になる。

(3) このため、本公開草案で提案されているように、適用日を定めるのでなく、次のように見直しを行うことが考えられる。

① IAS 第 8 号 第 11 項(b)の定め（会計方針を設ける際、必要に応じて、「旧フレームワーク」を参照する）を削除すること

② 概念フレームワークの目的が、主に「IASB が首尾一貫した概念に基づい

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

た基準を開発するのを支援する」である旨を明確化すること

(4) 本公開草案における提案については、2015 年 8 月に欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）から公表されたコメントレターのスタッフ草案[7]では、本公開草案における提案について、企業の会計方針は複合的な要素（各国において採用されていた会計実務を含む。）を勘案して決定されているため、IAS第 8 号第 11 項への修正の影響を識別することは困難であり、現時点において遡及適用を要求することによってどのような影響が発生するかが予見できないとして、IASBに本公開草案による修正案を最終化する前に、影響度分析を行うことを提案している。この点、本項(3)①で示した方法によった場合、IAS第 8 号 第 11 項(b)の定めにしたがって設定された会計方針について必要な移行措置（例えば、同項が削除される以前に同項に従って設定された会計方針については、特段の見直しを要求しない）を設けることによって、EFRAGによる実務上の懸念も解消されると考えられる。

(5) また、(3)で示した提案によると、概念フレームワークの性格が明確になるため、記載すべき内容も明確化されるため、その意義は大きいと考えられる。

コメントの方向性案

21. 上記の分析を踏まえ、本公開草案の提案について、次の方向でコメントしてはどうか。

(1) 本公開草案による提案を支持せず、次の旨を提案する。

① IAS 第 8 号 第 11 項(b)の定め（会計方針を設ける際、必要に応じて、「旧フレームワーク」を参照する）を削除すること

② 概念フレームワークの目的が、主に「IASB が首尾一貫した概念に基づいた基準を開発するのを支援する」である旨を明確化すること

(2) 本公開草案による修正案が企業の会計実務に直接影響を与える可能性がある主な状況は、IAS 第 8 号 第 11 項(b)の定めに従い、概念フレームワークが特定の取引又は事象に当てはまる基準がない場合、又は基準が会計処理の選択を認めている場合に、作成者が首尾一貫した会計方針を策定するのを支援する目的で参照されている状況と考えられる。しかし、次の理由から、同要求事項は、現段階では、既に有用性を失っていると考えられる。

① 「旧フレームワーク」が公表された当時と異なり、現在は IFRS の体系が

[7] EFRAG は、IASB の公開草案に対するコメントレターを最終化するうえで、事前にスタッフ草案を公表し、これについて寄せられた欧州関係者からのコメントを踏まえて、コメントレターを最終化して IASB に提出するというプロセスを採用している。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

整備されており、そもそも IFRS における会計基準以外を参照するケースも限定的になっていると考えられる。

② 実務上、特定の取引や事象に当てはまる個々の会計基準が存在しない場合であっても、類似する概念フレームワークを有する会計基準設定主体の最新の会計基準、その他の会計文献、及び業界実務慣行を参照して会計方針を検討（IAS 第 8 号第 12 項参照）することが多いと考えられ、概念フレームワークのみに基づいて会計方針を決定する状況は極めて限定的と想定される。

(3) IAS 第 8 号 第 11 項(b)の定めを削除することによって、概念フレームワークの性格が明確になるため、記載すべき内容も明確化されるため、その意義は大きいと考えられる。

(4) なお、IAS 第 8 号第 11 項(b)を削除した場合、従来、同要求事項に従って設定された会計方針に対する影響を懸念する見解もあり得るが、こうした実務上の懸念については、必要な移行措置（例えば、同項が削除される以前に同項に従って設定された会計方針については、特段の見直しを要求しない）を設けることによって、解消されると考えられる。

コメントの文案

22. 上述の分析を踏まえたコメント案は、以下のとおりである。

1. 我々は、概念フレームワークの見直しについて、発効日を設けるという本公開草案による提案を支持しない。代わりに、次の旨を提案する。

   (1) IAS 第 8 号 第 11 項(b)の定め（会計方針を設ける際、必要に応じて、「旧フレームワーク」を参照する）を削除すること

   (2) 概念フレームワークの目的が、主に「IASB が首尾一貫した概念に基づいた基準を開発するのを支援する」である旨を明確化すること

2. 我々は、本公開草案による修正案が企業の会計実務に直接影響を与える可能性がある主な状況は、IAS 第 8 号 第 11 項(b)の定めに従い、概念フレームワークが特定の取引又は事象に当てはまる基準がない場合、又は基準が会計処理の選択を認めている場合に、作成者が首尾一貫した会計方針を策定するのを支援する目的で参照されている状況と認識している。同要求事項は、IAS 第 8 号が開発された当時は有用であったと考えられるが、我々は、次の理由から、現段階では、同要求事項は既に

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

有用性を失っていると考えている。

(1) 「旧フレームワーク」が公表された当時と異なり、現在は IFRS の体系が整備されていること。このため、そもそも IFRS における会計基準以外を参照するケースも限定的になっていると考えられる。

(2) 実務上、特定の取引や事象に当てはまる個々の会計基準が存在しない場合であっても、類似する概念フレームワークを有する会計基準設定主体の最新の会計基準、その他の会計文献、及び業界実務慣行を参照して会計方針を検討（IAS 第 8 号第 12 項参照）することが多いと考えられること。このため、概念フレームワークのみに基づいて会計方針を決定する状況は極めて限定的と想定される。

3. 我々は、IAS 第 8 号 第 11 項(b)の定めを削除することによって、概念フレームワークの性格が明確になり、記載すべき内容も明確化されるため、その意義は大きいと考えている。

4. なお、IAS 第 8 号第 11 項(b)を削除した場合、従来、同要求事項に従って設定された会計方針に対する影響を懸念する見解もあり得る。我々は、こうした実務上の懸念については、必要な移行措置（例えば、同項が削除される以前に同項に従って設定された会計方針については、特段の見直しを要求しない）を設けることによって、解消されると考えている。

ディスカッション・ポイント
概念フレームワークへの参照の更新及び発効日並びに経過措置に関するコメント案について、ご質問やご意見があればお伺いしたい。

以　上

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

別紙 1

概念フレームワークへの参照の置き換えが個々の会計基準に与える影響についての分析

基準	参照の置き換えが個々の会計基準に与える影響
IFRS 第 2 号「株式に基づく報酬」	付録 A「用語の定義」における資本性金融商品の定義に関する脚注の中で、概念フレームワークの負債の定義への参照を置き換えることが提案されている。概念 ED においては、定義は明瞭性を高めるために変更されたものであり、会計基準の意味を変えるものではないと考えられる。
IFRS 第 3 号「企業結合」	取得法の認識の条件において、概念フレームワークの資産及び負債の定義への参照を置き換えることが提案されている。概念 ED においては、定義は明瞭性を高めるために変更されたものであり、会計基準の意味を変えるものではないと考えられる。
IFRS 第 4 号「保険契約」	「はじめに」及び適用ガイダンスにおいて、保険契約に係る会計方針を定める際に概念フレームワークを考慮する要求及び理解可能性における利用者の知識の前提への参照を置き換えることが提案されている。考慮事項として概念フレームワークが示されているだけであり、また概念 ED では理解可能性の見直しは行われておらず、会計基準の意味を変えるものではないと考えられる。
IFRS 第 6 号「鉱物資源の探査及び評価」	開発から生じる資産の認識に関するガイダンスとして、概念フレームワークの資産の認識への参照を置き換えることが提案されている。IAS 第 38 号とともに資産の認識に関するガイダンスを参照するものであり、会計基準の意味を変えるものではないと考えられる。
IAS 第 1 号「財務諸表の表示」	概念フレームワークの補強的な質的特性である理解可能性における利用者の知識の前提、財務諸表の目的、構成要素の定義や認識要件への参照を置き換えることが提案されている。概念 ED では理解可能性、財務諸表の目的、構成要素の定義や認識要件の大幅な見直しは行われておらず、会計基準の意味を変えるものではないと考えられる。
IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」	定義において、概念フレームワークの補強的な質的特性である理解可能性における利用者の知識の前提への参照を置き換えることや、会計方針の選択及び適用において、参照先を概念フレームワークにすることが提案されている。概念 ED では理解可能性の見直しは行われておらず、会計基準の意味を変えるものではないと考えられる。また、会計方針の選択及び適用については、実務への影響がありえるが、本資料 19 項に記述したように、非常に限定的であると考えられる。
IAS 第 34 号「期	年次と同一の会計方針において、概念フレームワークの認識の定義への参

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

基準	参照の置き換えが個々の会計基準に与える影響
中財務報告」	照を置き換えることが提案されている。概念 ED では、認識の定義について明確化が図られており、会計基準の意味を変えるものではないと考えられる。
SIC 第 27 号「リースの法形式を伴う取引の実質の評価」	資産及び負債の実質の評価において、概念フレームワークの財務諸表の構成要素の定義への参照を置き換えることが提案されている。概念 ED では、認識の定義について明確化が図られており、会計基準の意味を変えるものではないと考えられる。
SIC 第 32 号「無形固定資産－ウェブサイトのコスト」	サービスを受領した際の費用の認識について概念フレームワークへの参照を置き換えることが提案されている。概念 ED では、費用の認識について見直しは行われておらず、会計基準の意味を変えるものではないと考えられる。

以　上

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。